

③ 外来医師過多区域に関する対応

第1 基本的な考え方

改正医療法に基づき都道府県知事が行う、地域で不足している医療機能等に係る医療提供の要請に応じず、保険医療機関の指定が3年以内とされた医療機関は、地域医療への寄与が不十分との位置付けであることを踏まえ、当該医療機関については機能強化加算、地域包括診療加算及び地域包括診療料の対象としない等、評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 地域で不足している医療機能等にかかる医療提供の要請に応じず、保険医療機関の指定が3年以内とされた医療機関について、機能強化加算、地域包括診療加算、地域包括診療料及び小児かかりつけ診療料の算定並びに在宅療養支援診療所の届出を不可とする。

| 改 定 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>【機能強化加算】 [施設基準] 三の二 医科初診料の機能強化加算の施設基準 (1)～(3) (略) <u>(4) 健康保険法第六十八条の二第一項の規定により三年以内の期限が付された同法第六十三条第三項第一号の指定を受けた診療所以外の保険医療機関であること。</u></p> <p>[施設基準（通知）] 第1の3 機能強化加算 1 機能強化加算に関する施設基準次のいずれにも該当すること。 <u>(7) 健康保険法第六十八条の二第一項の規定により三年以内の期限が付された同法第六十三条第三項第一号の指定を受けた診療所以外の保険医療機関であること。</u></p> | <p>【機能強化加算】 [施設基準] 三の二 医科初診料の機能強化加算の施設基準 (1)～(3) (略) (新設)</p> <p>[施設基準（通知）] 第1の3 機能強化加算 1 機能強化加算に関する施設基準次のいずれにも該当すること。 (新設)</p> |

| | |
|---|--|
| ※ 地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅療養支援診療所についても同様。 | |
|---|--|